

宗像市発注の公共工事からの暴力団等排除に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事からの暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他これらのもとの密接な関連を有するものをいう。以下同じ。）の排除に向けた取組及び宗像市暴力団等追放推進条例（平成21年宗像市条例第18号）第4条の規定による措置を実施するため、発注者である市、福岡県宗像警察署（以下「警察署」という。）及び受注者による連携の強化並びに公共工事における暴力団等による不当又は不法な行為の防止及び排除に向けた取組（以下「暴力団等排除の取組」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示による暴力団等排除の取組の対象となる市発注の公共工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の建設工事
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める工事

(情報提供)

第3条 対象工事に係る契約を入札に付する所属長（以下「契約検査課長」という。）は、落札者決定後、警察署に対し、公共工事の入札結果及び落札者情報の提供書により速やかに落札者の情報を提供するものとする。

- 2 対象工事を監督する所属長（以下「事業執行課長」という。）は、受注者に対し、施工体系図（当該対象工事における各下請負人の施工の分担関係を表示したものをいう。）の提出を求めるものとし、受領後、事業執行課長は警察署に対し、速やかに提供するものとする。

(協力要請)

第4条 契約検査課長は、対象工事に係る契約締結時に、受注者に対し、市及び警察署との連携による暴力団等の排除推進の協力要請を行うものとする。

(現場指導)

第5条 事業執行課長は、必要に応じて現場で警察署と情報交換を行うとともに、受注者に対し、暴力団等の排除に関する指導を行うものとする。

(対策会議)

第6条 暴力団等排除対策会議（以下「対策会議」という。）は、対象工事ごとに開催する。

- 2 対策会議は、次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 契約検査課長
- (2) 危機管理課長
- (3) 事業執行課長
- (4) 受注者の代表者等（共同企業体にあつては、当該代表企業の代表者等及び構成企業

それぞれの代表者等)

(5) 下請業者の代表者等

(6) 警察署が推薦する警察職員

(7) その他契約検査課長が必要と認める者

3 対策会議に会長及び副会長を置き、会長は契約検査課長、副会長は危機管理課長をもって充てる。

4 対策会議は、受注者決定後、速やかに会長の招集により開催するものとする。

5 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 暴力団等の不当介入に係る情報の収集及び交換

(2) 受注者と市及び警察署との連絡調整

(3) 暴力団等に対する対応の研修の実施

(4) その他暴力団等の排除に必要な措置に関する事。

6 対策会議の参加者は、対策会議において知り得た情報を第三者に漏らし、又は提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 公共工事からの暴力団等の排除の取組に関する庶務は、契約検査課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、暴力団等排除の取組に関し必要な事項が生じた場合は警察署と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。